

令和2年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（令和2年6月18日）

議事日程（第3号）	45
日程第1 議案第44号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第2 議案第45号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第3 議案第46号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第4 議案第47号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第5 議案第48号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第6 議案第49号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第7 議案第50号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第8 議案第51号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第9 議案第52号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第10 議案第53号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第11 議案第54号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第12 議案第55号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第13 議案第56号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第14 議案第57号	宇治田原町農業委員会委員の任命について……………48
日程第15 議案第37号	宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについて……………48
日程第16 議案第39号	宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて……………48
日程第17 議案第40号	宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて……………48
日程第18 議案第43号	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するについて……………48
日程第19 議案第38号	宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて……………51
日程第20 議案第41号	宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………51
日程第21 議案第42号	宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例

	の一部を改正する条例を制定するについて……………	51
日程第22	議案第36号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号） ……	53
日程第23	議員派遣について……………	54
日程第24	閉会中の継続調査の申し出について……………	55

令和2年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年6月18日

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第44号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 | 議案第45号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 議案第46号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第47号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第48号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第49号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第50号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第51号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第53号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第54号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第55号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第56号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第57号 | 宇治田原町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議案第37号 | 宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定
するについて |
| 日程第16 | 議案第39号 | 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例を制定するについて |
| 日程第17 | 議案第40号 | 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて |
| 日程第18 | 議案第43号 | 宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を
改正する条例を制定するについて |
| 日程第19 | 議案第38号 | 宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関す
る条例を制定するについて |
| 日程第20 | 議案第41号 | 宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第21 | 議案第42号 | 宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例の |

一部を改正する条例を制定するについて

日程第22 議案第36号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）

日程第23 議員派遣について

日程第24 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教 育	長	奥村 博已 君
都市整備政策監		星野 欽也 君
総務部長		奥谷 明 君
健康福祉部長		黒川 剛 君
建設事業部長		光嶋 隆 君
教 育 部 長		野田 泰生 君

企 画 財 政 課 長 矢 野 里 志 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君

庶 務 係 長 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第44号～議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第1から日程第14まで、議案第44号から議案第57号までの14議案を一括して議題といたします。

既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号から議案第57号までの宇治田原町農業委員会委員の任命についての14件を一括して採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第44号から議案第57号までは原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第37号、議案第39号及び議案第40号並びに議案第43号の

質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第15から日程第18まで、議案第37号、議案第39号及び議案第40号並びに議案第43号の4議案を一括議題といたします。

4議案につきましては、6月4日の会議において総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会の委員長の報告を求めます。総務建設常任委員

会、谷口重和委員長。

○総務建設常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました4議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第37号、宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、新庁舎の多目的室について、障がい者の団体、施設等から物販スペースや喫茶コーナーを確保してほしいとの要望を受ける中、設置されたところであるが、そういった団体等が使用する場合は、その他町長が特に必要と認める行事として10割減免となるのかとの質疑があり、オープンスペースとして設置したものであり、福祉関係の物販や来庁者に対するおもてなしの活動の場として使用する場合は、10割減免の方向で考えているとの答弁があったところであります。

次に、議案第39号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第40号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置のうち、固定資産税について、中小事業者等の対象と周知方法はどうかとの質疑があり、資本金または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人が中小事業者等となっている、また、町のホームページ等のあらゆる媒体を使い、周知を図っていくとの答弁があったところであります。

次に、議案第43号、宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、大型ゴミの有料化については、不法投棄等の心配もあり見送ったとのことであるが、個数制限の詳細はどう考えているのかとの質疑があり、例えば各家庭、月3個までなど個数制限をさせていただく中で、大型ゴミの排出抑制を図

っていきたいと考えているとの答弁があったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第37号、宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第39号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第40号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第43号、宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第38号、議案第41号及び議案第42号の質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第19から日程第21まで、議案第38号、議案第41号及び議案第42号の3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、6月4日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、原田周一委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(原田周一) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました3議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

まず、議案第38号、宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、ふれあい福祉センターについて、障がいのある方の1階から2階への移動、また、使用停止のトイレの改修などの考えはあるのかとの質疑があり、以前からの説明のとおり、施設については、基本的には現状のまま活用をお願いし

ていきたいと考えているとの答弁があったところです。

また、施設使用に当たって、社会福祉団体が主催する行事等については、使用料を減免出来るとなっているが、社会福祉団体の定義付けは出来ているのかとの質疑があり、社会福祉協議会にボランティア登録をされている福祉団体、民生児童委員協議会、食生活改善推進員協議会の皆様等を想定しているとの答弁があったところです。

次に、議案第41号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第42号、宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第38号、宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第41号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第42号、宇治田原町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第22、議案第36号を議題といたします。

本案につきましては、6月4日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、垣内秋弘委員長。

○予算特別委員会委員長(垣内秋弘) それでは、予算特別委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第36号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、まず、文書広報費について、新型コロナウイルス感染症関係を広く周知する経費として追加しているが、新聞購読していない世帯への周知方法はどうなっているのかとの質疑があり、役場だよりについては、『町民の窓』発行と同時期であればシルバー人材センターにおいて配布しているが、それ以外については、周

知対象者や時期等の状況に応じて、新聞折り込みのみ、またはシルバーを通じての配布もしている。今後も広く様々な手法をもって住民の皆様方への周知に努めていきたいとの答弁があったところであります。

次に、子育て世帯への支援施策について、うじたわらっ子支援として、生まれてくる子どもから中学生まで、何らかの支援策が講じられているものの、高校生への支援がないが、何か考えているのかとの質疑あり、うじたわらっ子は概ね18歳までとしているが、今回の支援策は中学生までとなっている。今後、何が出来るかを含めて検討していきたいとの答弁があったところであります。

さらに、高齢者へのインフルエンザ予防接種について、さらなる助成、支援策は考えられないのかとの質疑があり、今年の秋以降、コロナウイルスとインフルエンザがダブルで流行することも懸念されている中、専門家の知識も収集するとともに、インフルエンザ予防接種の助成拡充も含めて検討していきたいとの答弁があったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第36号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（谷口 整） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣する

ことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付をいたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

- 議長(谷口 整) 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上をもちまして今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和2年第2回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時24分

- 議長(谷口 整) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

- 町長(西谷信夫) 6月定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会されました令和2年第2回定例会も、15日間の会期日程を終え、本日をもちまして閉会となりましたが、議員各位におかれましては、本会議や委員会で連日慎重なご審議、ご審査を賜り大変ありがとうございました。

おかげをもちまして、今定例会に上程させていただきました令和2年度一般会計補正予算(第2号)をはじめとする全ての案件につきまして、原案どおりご可決、ご同意いただきありがとうございました。

今回、常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました各委員会の正副委員長様には厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ご可決いただきました予算等につきましては、速やかな執行に努めてまいりますとともに、一般質問並びに各委員会の審査において賜りましたご意見やご要望などにつきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映させてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されてから間もなく1カ月が経過します。社会経済活動の再開が進む中、感染拡大の第2波、第3波への備えを怠ることなく、引き続き感染防止のための適切な対策を講じていかなければなりません。

また、コロナ禍で悪化した経済と雇用を改善するため、先日追加の経済対策等を盛り込んだ政府の第2次補正予算が成立しましたが、本町におきましても地域の消費を下支えし、暮らしの安心につなげていけるよう住民の皆様、事業者の皆様への各種の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、住民の皆様のための行政活動と災害対策活動の拠点として、かねてより建設を進めてまいりました新庁舎が完成し、7月27日の開庁に向けた準備を進めているところでございます。

議員の皆様には新庁舎の建設につきまして、様々なご支援、ご協力をいただき、心より感謝を申し上げます次第でございます。新庁舎のお披露目となる竣工式、内覧会につきましては7月11日に、開庁式につきましては7月27日に予定をしておりますので、ご出席を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

梅雨の季節を迎え、出水期に入りましたが、今後の台風による影響等も含め、大きな災害が発生しないことを願うところでございます。本町といたしましても、住民の皆様方が安心・安全に日々の生活が送れるよう、感染症予防を踏まえた防災対策の強化を図るなど、危機感を持って備えていかなければならないと考えているところでございます。

今後も議員の皆様方、住民の皆様方のご協力をいただく中で、防災・減災対策に取り組んでまいりますので、ご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これからも天候不順な日が続く、また、日に日に夏の暑さが増してまいります。議員各位におかれましては、どうか健康に十分ご留意をいただき、宇治田原町政の発展のためにますますご活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（谷口 整） それでは、私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

新型コロナ問題を中心に種々の議論が展開され、さらには、宇治田原町議会史上にお

いて初めてとなりました全員協議会や予算特別委員会の本議場での開催など、新たな取り組みとともに令和2年6月定例会も本日無事閉会することができ、議員各位並びに町当局の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

また、来月27日予定の新庁舎開庁までに、緊急を要する特段の案件がない限り、本日をもちまして本議場の歴史に幕を下ろし、有終の美を飾ることとなりました。

この議場は、昭和50年に町役場3階部分に増築され、以来45年間の長きにわたり、歴代議長をはじめ議員及び歴代町長、町幹部、幾多の先人達が、町のあるべき姿や町の未来像を熱く議論され、今日の宇治田原町があることに敬意と感謝の思いを禁じ得ません。

また、現在この議場に在席する我々も、この伝統ある議場において宇治田原町のまちづくりの議論に加わることができ、引き続き新庁舎の新しい議場でも町のあるべき姿や町の未来像を議論できることに改めて身の引き締まる思いでもあります。

「百尺竿頭に一步を進む」さらなる議会の活性化を目指し、この議場での45年間に感謝を込め、閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 今 西 久 美 子

署 名 議 員 松 本 健 治